

令和8年4月16日開会
令和8年4月16日閉会

第807回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 8 0 7 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議 録

第807回湯川村農業委員会定例総会を令和8年4月16日湯川村役場に召集した。

1. 出席農業委員（6人）・出席推進委員（5人）

1番	小沼幸子	2番	佐藤敬一
3番	山田誠一郎	4番	兼子房男
6番	真壁澄男	8番	高木伸也
10番	渡部正美	11番	三瓶恵美
12番	吉田守	14番	中島和裕
15番	大場忠重		

2. 欠席農業委員（2人）・欠席推進委員（2人）

5番 山口 栄子 7番 中 島 仁
9番 鈴 木 明 美 13番 高 橋 勝 彦

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 大 場 祐 一 永 島 真 弓

4. 本日の会議の案件

議案第 10 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 11 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

5. 会議の概要

(午前 9 時開会)

議長 おはようございます。もう春作業、私はもう種まきは終わりました。これから本格的な農作業に入ってくるかと思います。半年間、おいしい米づくりに専念していただければありがたいなと思います。ただ、今アメリカとイランの戦争が影響して、なかなか資材等が入ってこないということが現実です。〇〇さんも一昨年の雪害のパイプハウスを修理しているところらしいのですが、まだまだ終わっていない。というのもビニールが入ってこないという状況だということでお話ししておりました。これから肥料関係にも影響してくるんじゃないかなと思いますので、いろんな情報を集めてこれからの生産に使っていただきたいと思います。今日、農業新聞に農地所有者の1割が地域外の方に住んでいるという記事が載っておりました。そうなりますと、農地に関しては無関心になるということと、地域計画への影響が出てくることなどが新聞に載っておりましたので、我々も湯川村に土地はあるけれども若松や喜多方に住んでいてとかなかなか連絡が取れなくて…という方も増えてきておりますので、そのような方の土地も遊休農地にならないよう

に守っていかなければならないと改めて感じました。

議長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、5番委員と7番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員については、9番委員と13番委員から欠席の報告を受けております。農業委員8名中6名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

議長 只今より第807回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、会期の決定について、をお諮りいたします。

3番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。

議長 只今3番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長 日程第2、会議録署名人の決定について、をお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録署名人に6番委員と8番委員の両名をお願いいたします。

議長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局長 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第4、議案第10号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第10号を朗読。続けて3ページ以降を別紙により説明。今回の案件は4件ございます。

整理番号1番と2番は関連がありますので、併せて説明させていただきます。農地の交換に関する申請です。権利の種類につきましては所有権の移転です。申請人は、■■■■集落の■■■■さんと■■■■集落の■■■■さんです。申請地は大字■■■■の畑と大字■■■■の畑で、面積はそれぞれ■■■■㎡と■■■■㎡です。申請内容及び契約内容ですが、設定の時期は許可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、許可の日です。参考として10aあたりの対価を記載しております。世帯員の農作業従事の様子は表に記載の通りでございます。経営農地についても、遊休農地もなく、管理耕作されており、効率的に農地を利用しています。申請人は、いずれも認定農業者であり、常時農作業に従事しております。また、農業機械について、■■■■さんはトラクター■■■■台、田植機■■■■台、コンバイン■■■■台、軽トラック■■■■台を所有しており、■■■■さんもトラクター■■■■台、田植機■■■■台、コンバイン■■■■台、軽トラック■■■■台を所有しております。申請地の場所につきましては、4ページに位置図、5ページには公図を添付しており赤色の枠の部分でございます。2筆の畑は隣接しており、

長年ご自身の農地として管理されておりましたが、令和7年度に■■■■集落で実施された地積調査において、所有者が異なっていたことが分かったため、登記名義を現況に合わせるために申請したという経過です。

6 ページ、整理番号3 番について権利の種類につきましては所有権の移転です。譲渡人については、■■■■市の■■■■さん、譲受人は■■■■集落の■■■■さんです。申請地は大字■■■■の田■■■筆で面積は■■■㎡です。申請内容及び契約内容ですが、設定の時期は許可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、許可の日です。参考として10 aあたりの対価を記載しております。世帯員の農作業従事者の状況は男性■■■名、女性■■■名のうち農業専従者■■■名であります。譲受人の経営面積は自作地・借入地合計で■■■■㎡でございまして、遊休農地もなく、管理耕作されており、効率的に農地を利用しています。譲受人は、専業農家であり、常時農作業に従事しております。また、農業機械については、トラクター■■■台、田植機■■■台、コンバイン■■■台を所有しております。申請地の場所につきましては、7 ページに位置図、8 ページには公図を添付しており赤色の枠の部分でございまして。譲受人所有の田と現況1 枚となっており、現在も譲受人が耕作しているため、農地の集団化・農作業の効率化の観点からも問題ないと考えます。かつて畦畔はあったそうですが、除去した上で耕作していたようです。

9 ページ、整理番号4 番については令和3 年度に農業経営基盤強化促進法による売買、農地バンクを介した売買を行いました。分割支払いを希望されたため、4 年間の使用収益権が設定されていた農地です。令和7 年度末に支払いが完了したため、正式に所有権を移転するものです。譲渡人については、公益財団法人福島県農業振興公社、譲受人は■■■■集落の■■■■さんです。申請地は大字■■■■の田■■■筆で面積は■■■㎡です。申請内容及び契約内容ですが、設定の時期は許可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、許可の日です。参考として10 aあたりの対価を記載しております。農業委員会のあっせん価格である10 aあたり■■■万円という単価に公社の手数料が上乗せされております。世帯員の農作業従事者の状況は男性■■■名、女性■■■名のうち農業専従者■■■名であります。譲受人の経営面積は自作地・借入地合計で■■■■㎡でございまして、遊休農地もなく、管理耕作されており、効率的に農地を利用しています。譲受人は、認定農業者であり、常時農作業に従事しております。また、農業機械については、トラクター■■■台、田植機■■■台、コンバイン■■■台、乾燥機■■■台を所有しております。申請地の場所につきましては、10 ページに位置図を添付しており赤色の枠の部分でございまして。

議案第10 号の案件につきまして、いずれも申請書及び営農計画書、現地調査から農地法第3 条第2 項の規定の許可審査基準の不許可の項目に該当がありませんでした。説明は以上です。

議長

只今の事務局説明に関連して整理番号1 番と2 番について、現地調査委員からの報告をお願いします。6 番委員をお願いします。

6 番委員 別紙農地法第 3 条第 1 項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。
(報告内容は割愛)

議 長 続きまして整理番号 3 番について、現地調査委員からの報告をお願いします。
8 番委員 別紙農地法第 3 条第 1 項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。
(報告内容は割愛)

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

議 長 なければ、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見を徴します。

10 番委員 議案第 10 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地法第 3 条第 2 項に該当しないので許可したいと思います。

議 長 これより、議案第 10 号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 これより議案第 10 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを採決いたします。

議 長 議案第 10 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第 4、議案第 11 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 議案第 11 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議案書 7 ページにより朗読。今回の案件は、新規 1 件、再設定 1 件の合計 2 件です。12 ページに湯川村長より意見を求める旨の照会の文書の写しを添付しております。
13 ページをお開きください。
申請番号 1 番について、土地の所在は、大字■■■■■■■■の田他合計■■■■筆で面積は■■■■㎡です。出し手となる農地所有者が■■■■集落の■■■■さん、受け手となる農地借受者が■■■■集落の■■■■さんです。出し手と受け手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は田 10 a あたり■■■■円で水利費は農地借受者の負担です。契約の始期は令和 8 年 6 月 1 日、終期は令和 18 年 12 月 31 日の 10 年 7 ヶ月であります。促進計画は福島県の公告となり、令和 8 年 5 月 29 日の予定です。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございまして、認定農業者であ

り、耕作に十分な農機具を所有しております。稲刈りは同集落の方に依頼し、乾燥はカントリーに出しているとのこと。元々土地所有者の夫である■■■■さんが■■■■さんに耕耘や田植えなどの機械作業について委託をして農業経営をしておりましたが、1月に亡くなってしまいました。奥様だけでは経営を続けることが困難であったため、■■■■さんに相談していたようです。亡くなられた後、相続手続きが完了した3月中旬に申請があったため、今月の案件となりました。契約開始は6月であるため、田植えの準備はしていただくように話をしております。

14 ページ、申請番号2番については畑の再設定の案件です。土地の所在は大宇■■■■の畑■■■筆で面積は■■■㎡です。出し手となる農地所有者が■■■集落の■■■■さん、受け手となる農地借受者が■■■集落の■■■■さんです。対価は畑10aあたり■■■■円です。契約の始期は令和8年6月1日、終期は令和13年12月31日の5年7ヶ月であります。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございます、認定農業者であり、耕作に十分な農機具を所有しております。

15～16 ページには農地中間管理事業の借入に係る共通事項、17～18 ページには農地中間管理事業の転貸に係る共通事項を掲載しております。

いずれも12 ページにあります貸付相手に関する要件の2の(1)の要件も認められるため、今回の計画案については、適当と考えます。説明は以上です。

議 長 議案第11号の案件に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議 長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 なければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議 長 これより、議案第11号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第11号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを採決いたします。

議 長 本案に対して、「異存ない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに決定いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第807回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第10号 原案のとおり決定

議案第11号 「異存ない」旨の意見を付すことに決定

議長 全議事の終了を告げ、令和8年4月16日午前9時30分閉会を宣言した。
上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和8年5月26日

湯川村農業委員会

会 長

6 番 委 員

8 番 委 員